

令和6年7月26日  
日立市立宮田小学校長

## 学校における非違行為(主に盗撮行為)の防止に向けた対策について

### 1 学校が組織として行うこと

- ・ 盗撮等の犯罪防止を含む不祥事根絶に向けた校内研修を継続して行っていく。
- ・ 管理職による校舎内外の日常的な点検を継続する。
- ・ 毎月の安全点検に、カメラ等の不審物を確認する項目を加える。
- ・ カギの職員室での管理(使用者の明確化、使用后直ちに戻す等)を徹底する。
- ・ 個人のスマートフォン等は職員室で管理する。
- ・ 児童の撮影・録画は、教育活動上必要な場合のみとする。
- ・ 教育活動内で児童の撮影・録画を行う場合は、原則として学校のカメラを使用する。
- ・ 教育活動内で個人所有のスマートフォンを使うとき管理職の許可を得る。
- ・ 悩みや不安を抱えた児童が、教職員により相談しやすい雰囲気醸成に努める。

### 2 教職員が個人として行うこと

- ・ 教室、トイレ、空き教室等に不審物がないか、日常的に点検する。
- ・ 些細なことであっても違和感を感じた場合は、教職員間で相談したり、管理職に報告したりする。

※ 本校において、これまで培ってきた同僚性を活かし、教職員の良好なコミュニケーションにより違和感に迅速に対応しながら、非違行為の撲滅を推進していく。